

※第3回藤沢市子ども・子育て会議資料3
と同じ内容です。

「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組について ～国の取組と本市の対応～

1 趣 旨

このことについては、令和5年4月のこども家庭庁創設及びこども基本法の制定等の概要についてご説明するとともに、現時点で想定される本市への影響等についてご説明するものです。

2 「こどもまんなか社会」の実現に向けた国の取組について

(1) 背景と必要性

- ①これまで少子化対策として子ども・若者・家庭等への取り組みを推進してきたが、少子化・人口減少に歯止めがかからない状況が続いています。
(「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」から抜粋)
- ②少子化によりこどもの総数が減少しているにも関わらず、児童虐待通報は急増し、いじめ、自死、不登校など、子どもの生きづらさはかつてない水準に高まっており、さらに、コロナ禍が負の影響を与えています。
(「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」から抜粋)
- ③これらの課題解決を強力に推進し、少子化を食い止めるとともに、1人ひとりのこどものWell-beingを高め、社会の持続的発展を確保するためには、各府省庁の組織や権限が分かれていることによって生じている弊害を解消・是正し、「専一に取り組む独立した行政組織」と「専任の大臣」が司令塔となって、国が一丸となって取り組み、「こどもまんなか社会」を実現する必要があります。
(「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」から一部修正して抜粋)
- ④日本には、児童福祉法、母子保健法、教育基本法など、子どもに関わる様々な法律があるが、子どもを権利の主体として明確に位置づけ、その権利を保障するための基本的な法律が存在していませんでした。(「子ども基本法WEBサイト」から一部修正して抜粋)
- ⑤諸法律に基づいて、国の関係省庁、地方自治体において進められてきたこどもに関する様々な取り組みを講ずるに当たっての共通の基盤となるものとして、こども施策の基本理念や基本となる事項を明らかにすることにより、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法が必要です。

(こども基本法案趣旨説明より抜粋)

(2) 関連法の制定

- ・児童福祉法等の一部を改正する法律案（内閣提出法律案）
令和4年6月8日成立 6月15日公布

- ・こども基本法（衆議院議員提出法案）
令和4年6月15日成立 6月22日公布
- ・こども家庭庁設置法案（内閣提出法律案）
令和4年6月15日成立 6月22日公布
- ・こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出法律案）
令和4年6月15日成立 6月22日公布

（3）こども家庭庁の概要

別紙1「こども家庭庁の組織・事務・権限について（イメージ）」のとおり

（4）こども基本法の概要

別紙2「こども基本法説明資料（内閣官房こども家庭長設立準備室）『こども基本法の概要』」及び別紙3「子どもの権利にかかわる法律 概念図（日本財団作成資料）」のとおり

（5）児童福祉法等の一部を改正する法律の概要

別紙4「児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の概要」のとおり

3 現時点における本市への影響とその対応

（1）藤沢市子ども・子育て会議のあり方等

「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）」により、内閣府に設置されている「子ども・子育て会議」（改正前の子ども・子育て支援法第72条）が廃止され、「こども家庭庁設置法（令和4年法律第75号）」により、こども家庭庁に「こども家庭審議会」が置かれることとなります。

本市の「藤沢市子ども・子育て会議」については、内閣府に置かれている「子ども・子育て会議」に準じて、その名称を定めた経過もあることから、この度のこども家庭審議会設置の流れを受け、会議名称の変更について検討を行う必要がありますが、次の観点から、法施行日にあわせた名称変更は行わないこととしました。

ア 「市町村の合議制の機関」（改正前の子ども・子育て支援法第77条第1項）の名称については、法定されていない。

イ 「こども家庭審議会」の所掌事務は新たに規定された一方で、「市町村の合議制の機関」の所掌事務については改正が行われず、権能等に変更がない。

今後、次期藤沢市子ども・子育て支援事業計画の策定等に向けた検討と並行して、国の動向等を注視し、本会議のあり方や名称について検討を進めてまいりたいと考えております。

（2）「藤沢市子ども・子育て支援事業計画」及び「子ども共育計画」の改訂

こども基本法第9条に規定された「こども大綱」を勘案し、同法第10条第2項において市町村は「市町村こども計画」を定めるよう努めることとされています。

「こども大綱」は、①こども施策に関する基本的な方針②こども施策に関する重要事項及び③その他、こども施策を推進するために必要な事項を定めるとともに、④少子化社会対策基本法に規定する「総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策」⑤子ども・若者育成支援推進大綱に定める事項⑥子どもの貧困対策に関する大綱に定

める事項を定めることとしており、国は今年の秋頃までに取りまとめ、決定する見通しを示しています。

現在、本市が定める子どもに係る計画と根拠法等については次のとおりとしております。

計画名称	市町村計画の名称	根拠法、根拠規定等	位置づけ
藤沢市子ども・子育て支援事業計画	市町村子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第61条	義務
	市町村行動計画	次世代育成支援対策推進法第8条	任意
	母子保健計画	健やか親子21(第2次)	※
藤沢市子ども共育計画	子どもの貧困対策についての計画	子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条の2	努力義務
	子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法第9条の2	努力義務
未定	市町村こども計画	こども基本法第10条第2項	努力義務

※「母子保健計画について」平成26年6月17日雇児発0617第1号

「藤沢市子ども・子育て支援事業計画」「藤沢市子ども共育計画」については、令和6年度末までが計画期間となり、次期計画の策定に向けて、令和5年度に基礎調査を行い、令和6年度に次期計画の策定作業を予定しています。

本市への影響につきましては、計画の名称や現在2本となっている計画の統合などについての検討を想定しておりますが、秋に決定を予定している「こども大綱」や、その後に公表される国の資料等を踏まえ、適時本会議において議論を進めてまいりたいと考えております。

(3) こどもや子育て当事者等の意見聴取について

こども基本法において、地方公共団体は、こども施策の策定・実施・評価するに当たっては、対象となるこどもや子育て当事者等の意見を聴取して反映させるために必要な措置を講ずるものとされています。

対象とする施策の範囲、意見聴取の時期と手法、意見反映の判断等について、幅広い検討が必要とされることから、「こども大綱」及び国等の資料を踏まえ、本会議において議論を進めてまいりたいと考えております。

(4) こども家庭センターの設置

児童福祉法の改正により、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の一体的な相談支援を行うため、令和6年度に「こども家庭センター」を組織する準備を進めています。

こども家庭センターの概要については、別紙5「こども家庭センターの設置とサポートプランの作成」を参照してください。

詳細につきましては、今後本会議へ情報提供を行ってまいります。

以 上

子育て企画課 総務担当

こども家庭庁の組織・事務・権限について（イメージ）

- 内閣府の外局として設置
- 令和 5 年 4 月 1 日設立
- 内部組織は、司令塔部門、成育部門、支援部門の 3 部門体制

内閣総理大臣

こども政策担当大臣

こども家庭庁

司令塔機能

- 各府省庁に分かれているこども政策に関する総合調整権限を一本化
 - ・青少年の健全な育成及び子どもの貧困対策【内閣府政策統括官(政策調整)】
 - ・少子化対策及び子ども・子育て支援【内閣府こども・子育て本部】
 - ・犯罪から子どもを守る取組【内閣官房】
 - ・児童虐待防止対策【厚生労働省】
 - ・児童の性的搾取対策【国家公安委員会・警察庁】
- 今まで司令塔不在だった就学前の子どもの育ちや放課後の子どもの居場所についても主導
- 子どもや子育て当事者、現場(地方自治体、支援を行う民間団体等)の意見を政策立案に反映する仕組みの導入(これらを踏まえた各府省所管事務への関与)

移管される事務

- <内閣府>
 - 政策統括官(政策調整担当)が所掌する子ども・若者育成支援及び子どもの貧困対策に関する事務
 - 子ども・子育て本部が所掌する事務
- <文部科学省>
 - 総合教育政策局が所掌する災害共済給付に関する事務
- <厚生労働省>
 - 子ども家庭局が所掌する事務(婦人保護事業を除く)
 - 障害保健福祉部が所掌する障害児支援に関する事務

新たに行う・強化する事務

- 性的被害の防止、CDRの検討、プッシュ型支援を届けるデジタル基盤整備 等
- ※CDR：子どもの死亡の原因に関する情報の収集・分析・活用などの予防のための子どもの死亡検証

こども政策に関わる各府省大臣

<文部科学省>

- 教育の振興
- 学校教育の振興(制度、教育課程、免許、財政支援など)

- 幼児教育の振興

- 学校におけるいじめ防止、不登校対策

<厚生労働省>

- 医療の普及及び向上
- 労働者の働く環境の整備

<その他の府省>

総合調整権限に基づく勧告

幼稚園教育要領・保育所保育指針を相互に協議の上共同で策定

いじめ重大事態に係る情報共有と対策の一体的検討

医療関係各法に基づく基本方針等の策定における関与

目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

責務等

- 国・地方公共団体の責務
- 事業主・国民の努力

白書・大綱

- 年次報告（法定白書）、こども大綱の策定
（※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存の3法律の白書・大綱と一体的に作成）

基本的施策

- 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進会議

- こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置
 - ① 大綱の案を作成
 - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
 - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

- 施行期日：令和5年4月1日
検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとり、こども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

子どもの権利にかかわる法律 概念図

憲法

- 一般原則
- ・差別の禁止
 - ・生存・発達の権利
 - ・子どもの最善の利益の考慮
 - ・子どもの意見表明の尊重

子どもの権利条約

子ども基本法

憲法、子どもの権利条約で認められる子どもの権利を包括的に定め、国の基本方針を示す。

内閣府

- 子ども・若者育成支援推進法
- 子どもの貧困対策推進法
- など

厚生労働省

- 児童福祉法
- 児童虐待防止法
- 母子保健法
- 成育基本法
- など

文部科学省

- 教育基本法
- 学校教育法ほか教育関連法案
- いじめ防止対策推進法
- 教育機会確保法
- など

法務省

- 民法
- 少年法
- 家事事件手続き法
- など

それぞれの法律に、子どもの最善の利益の最優先の考慮や、意見表明権を確保する手続きが必要

障害者の権利

女性の権利

子どもの権利

憲法

障害者権利条約

女子差別撤廃条約

子どもの権利条約

障害者基本法

- ・障害者の基本的人権の尊重
- ・障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進
- ・国・地方公共団体・国民の責務
- ・障害者基本計画の作成（国・都道府県・市町村）
- ・予算の確保、関連法案の整備
- ・障害者政策委員会の設置（条約のモニタリング、国へ勧告等）
- ・年次報告（障害者白書）を国会へ提出
- ・都道府県・政令指定都市に審議会設置義務

男女共同参画社会基本法

- ・男女の人権の尊重
- ・男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進
- ・国・地方公共団体・国民の責務
- ・男女共同基本計画の作成（国・都道府県）
- ・法制上、財政上の措置
- ・男女共同参画会議の設置（関係行政機関の調整、調査）
- ・年次報告（男女共同参画白書）を国会へ提出

子ども基本法

- ・子どもの権利の尊重
- ・国・地方公共団体の責務
- ・市民社会との協同
- ・子どもの権利計画の策定（国・都道府県）
- ・法制上、財政上の措置
- ・子ども総合政策本部（仮称）の設置（関係行政機関の調整、調査）
- ・年次報告を国会へ提出
- ・子どもコミッショナーの設置

※子どもの権利については基本法が存在していない

- 障害者雇用促進法
- 障害者差別解消法
- 障害者総合支援法

など

- 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- 男女雇用機会均等法

など

- 子ども・若者育成支援推進法
- 児童福祉法
- 成育基本法
- 児童虐待防止法
- 教育基本法
- 少年法

など

改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

改正の概要

1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充【児童福祉法、母子保健法】

- ①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。
※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。
- ②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。
- ③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。

2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上【児童福祉法】

- ①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。
- ②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。

3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化【児童福祉法】

- ①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。
- ②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。

4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備【児童福祉法】

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入【児童福祉法】

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。

6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上【児童福祉法】

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。

※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。

※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）等【児童福祉法】

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。

施行期日

こども家庭センターの設置とサポートプランの作成（1. ①関係）

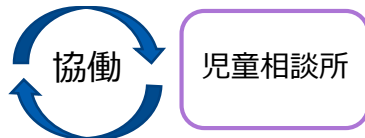
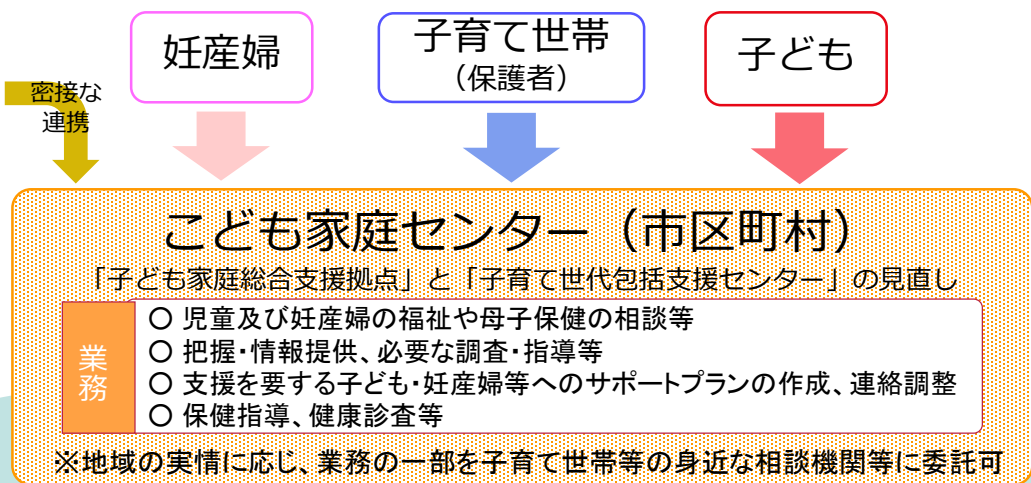
- 市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとする。

※ 子ども家庭総合支援拠点：635自治体、716箇所、子育て世代包括支援センター：1,603自治体、2,451箇所（令和3年4月時点）

- この相談機関では、妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。

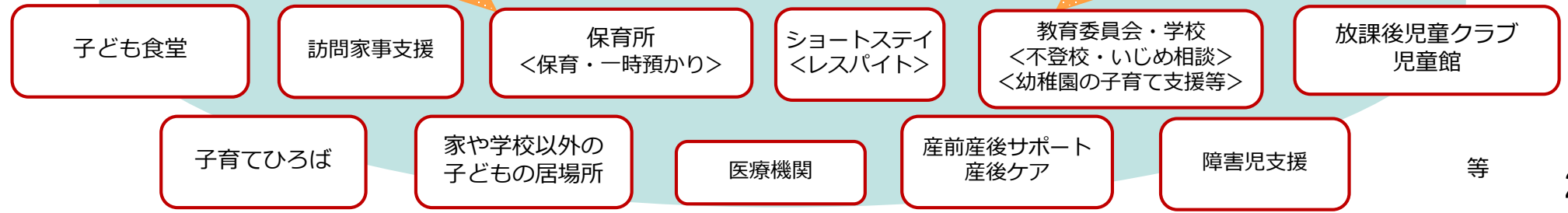
※ 児童及び妊産婦の福祉に関する把握・情報提供・相談等、支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成、母子保健の相談等を市区町村の行わなければならない業務として位置づけ

妊産婦、子育て世帯、子どもが気軽に相談できる子育て世帯の身近な相談機関



民間資源・地域資源と一体となった支援体制の構築

様々な資源による支援メニューにつなぐ



各種法令における児童等の年齢

参考資料

「児童」の定義が法律上明示されている主な法律

児童福祉法	児 童	18歳未満の者
	乳児	1歳未満の者
	幼児	1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
	少年	小学校就学の始期から18歳に達するまでの者
児童虐待の防止等に関する法律	児 童	18歳未満の者
児童扶養手当法	児 童	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある者
母子及び父子並びに寡婦福祉法	児 童	20歳未満の者
児童手当法	児 童	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律	児 童	18歳未満の者
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	児 童	18歳未満の者
労働基準法	年 少 者	18歳未満の者
	児 童	15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまでの者
学校教育法	学齢児童	満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
	学齢生徒	小学校又は特別支援学校の小学部の課程を終了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの者

(参考)

児童の権利に関する条約	児 童	18歳未満の者
-------------	-----	---------

各種法令における児童等の年齢

その他児童に類する者を法律上明示している主な法律

民法	未成年者	18歳未満の者
	婚姻適齢	男女ともに満18歳
刑法	刑事責任年齢	満14歳
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	年少者	18歳未満の者
	特定少年	18歳以上の少年
少年法	少年	20歳未満の者
母子保健法	乳児	1歳未満の者
	幼児	1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律	青少年	18歳未満の者
子ども・子育て支援法	子ども	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
	小学校就学前子ども	子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者
子ども・若者育成支援推進法	子ども・若者	(年齢区分に関する規定はない。※)
こども基本法	こども	心身の発達の過程にある者

※ 子ども・若者育成支援推進法の規定に基づき策定された「子ども・若者ビジョン」においては、それぞれ対象となる者を以下のように定義している。

- ・子ども: 乳幼児期(義務教育年齢に達するまで)、学童期(小学生)及び思春期(中学生からおおむね18歳まで)の者。
- ・若者: 思春期、青年期(おおむね18歳からおおむね30歳未満まで)の者。施策によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象。